

186 わかりやすい！第6類消防設備士試験 新訂第1版 第3刷 正誤表

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

頁	箇所	誤	正
51	問題23 解説	(2)【問題20】参照	(3) 【問題20】参照
155	最下行 [例題の答]	・・・ A 火災 (普通火災)	・・・ C 火災 (電気 火災)
157	下から9行目	(安全弁⇒二酸化炭素消火器、ハロン1301消火器に使用されている)	(安全弁⇒二酸化炭素消火器、ハロン1301消火器及び 100cm³を超える加圧用ガス容器 (作動封板付きは除く) に使用されている)
194	8行目	ただし、製造年から8年を経過したものは別ロットとする。	ただし、製造年から8年を経過した 加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を経過した蓄圧式の消火器 は別ロットとする。
240	2行目	(この 6 の項目のみ・・・)	(この 7 の項目のみ・・・)
249	表の下(13)	(14 の⑪と 15 の⑥の違いに要注意)	((12) の⑪と (13) の⑥の違いに要注意)

P118 こうして覚えようの下の※部分の括弧を入れ替える

<p>※3項イとロについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が<u>講じられていないもの</u>」が対象です。 ○ 下線部が「防火上有効な措置が<u>講じられているもの</u>」については⇒②のグループに入る(150㎡以上で設置義務)。 ○ 「火を使用する設備や器具」を設けていないもの⇒消火器具の設置そのものが不要。

P119のトップに追加

3※	イ 料理店、待合等
	ロ 飲食店

※3項イとロについて、「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な**措置が講じられているもの**」についてはこの②のグループに入ります。